

南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第13号

南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(南知多町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南知多町職員の給与に関する条例（昭和37年南知多町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第11条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第13条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条第2項第1号中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」

とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を
「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年南知多町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「第2条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削る。

附則第5条第4項中「新給与条例」を「南知多町職員の給与に関する条例」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「南知多町職員の給与に関する条例第11条の2第1項及び」に改め、同条第6項及び第7項中「新給与条例」を「南知多町職員の給与に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(第2種初任給調整手当に関する経過措置)

2 第1条の規定の施行の日から令和10年3月31日までの間における同条の規定による改正後の南知多町職員の給与に関する条例第11条の2第1項の規定の適用については、同項中「第13条の2の規定による地域手当の支給割合」とあるのは、「南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年南知多町条例第7号）附則第5条に規定する割合」とする。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。